

金融円滑化にかかる基本的方針

当ＪＡ新はこだて（以下、「当ＪＡ」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

1 当ＪＡは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。

2 当ＪＡは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。

3 当ＪＡは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

4 当ＪＡは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

5 当ＪＡは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ＡＤＲ手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

- 6 当 J A は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
- (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当 J A 全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当 J A は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

附則

この方針は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 2 月 1 日
新函館農業協同組合

金融円滑化へのご相談窓口のご案内

当組合では、農業および地域の金融の円滑化に積極的に取り組んでいるところです。

現在、経済環境や雇用情勢が一段と厳しさを増していることに対応するため、本支店の「ご相談窓口」で、組合員および住宅ローンご利用のお客様から、きめ細やかなご相談に応じておりますのでお知らせします。

お客様のためのご相談窓口
(ご相談受付時間：9 時～15 時)

取扱店名	住所	電話番号
七飯支店	亀田郡七飯町本町 3 丁目 18 番 52 号	0138-65-2556
大中山支店	亀田郡七飯町大川 6 丁目 2 番 8 号	0138-65-2113
江差支店	檜山郡江差町字水堀町 51 番地	0139-53-6131
厚沢部支店	檜山郡厚沢部町新町 183 番地 3	0139-64-3321
若松支店	久遠郡せたな町北檜山区若松 300 番地 1	0137-85-1331
せたな中央支店	久遠郡せたな町北檜山区北檜山 20 番地	0137-84-5312
知内支店	上磯郡知内町字重内 66 番地の 102	0139-25-5511
上磯支店	北斗市中野通 324 番地 2	0138-73-2121
七重浜支店	北斗市七重浜 4 丁目 38 番 5 号	0139-49-2558
函館支店	函館市湯川町 3 丁目 16 番 9 号	0138-57-5521
本店営業店	北斗市本町 1 丁目 1 番 21 号	0138-77-7771
森支店	茅部郡森町字森川町 278 番地 2	0137-42-2386
八雲支店	二世郡八雲町末広町 161 番地	0137-62-2121
本店信用共済部 農業融資グループ	北斗市本町 1 丁目 1 番 21 号	0138-77-5553